

電子入札システムによる  
競争入札等実施要綱

東京水道株式会社

(目的)

第1条 この要綱は、物件の売買、賃借、委託、請負、その他の契約の締結において、東京水道株式会社（以下「当社」という。）が、電子入札システムによる競争入札等に関する必要事項を定めるものとする。

(電子入札システム)

第2条 この要綱で定める「電子入札システム」とは、「公益財団法人 東京都中小企業振興公社」が運営する「ビジネスチャンス・ナビ」をいう。

(競争入札)

第3条 電子入札システムによる競争入札とは、一般競争入札、希望制指名競争入札及び指名競争入札並びに競争見積（複数見積）をいう。

(競争入札に係る規程類の準用等)

第4条 電子入札システムの利用に係る競争入札の規程等は、契約事務規程及び競争契約について定めた要綱、基準等（以下「規程類」という。）を準用するとともに、別に定める「電子入札システム等運用基準」等によるものとする。

(電子入札システム利用参加資格条件等)

第5条 電子入札システムを利用参加できる者は、東京都物品買入れ等競争入札参加資格者名簿登録者等であり、電子入札システムの利用者登録を完了した者とする。

- 2 東京都水道局競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱に定める取扱要件に該当していない者
- 3 東京都水道局契約関係暴力団等対策措置要綱第3条第1項及び第2項に基づく排除措置を受けていない者
- 4 発注案件内容に適した専門性を有している者
- 5 案件毎に契約方法、入札参加要件、開札日等入札に関する事項を定めた説明書（入札要件説明書）の条件等を全て満たしている者

(利用者登録)

第6条 競争入札に参加しようとする者は、電子入札システムを利用するための利用者登録を行わなければならない。

- 2 利用者登録を行った者は、登録内容に変更が生じた場合は、直ちに利用者登録の変更を行わなければならない。

(電子入札システム利用対象案件の範囲)

第7条 電子入札システムで行う競争入札案件の対象範囲は、公募による一般競争入札・希望制指名競争入札及び指名競争入札並びに競争見積（複数見積）とする。ただし、経理部長及び各本部長が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

(電子入札案件及び入札結果の公表等)

第8条 契約情報公開要綱に基づくものとする。

(契約締結方式)

第8条の2 当社は、落札者（又は見積採用者）との契約締結について、当社が指定する電子契約サービスによる電子契約の方式により行うものとする。ただし、やむを得ない事由がある場合は、契約事務規程の定めに従い紙による契約書によって行うことができる。

- 2 電子契約の詳細な手続及び相手方の要件（電子署名、期限等）は、当社が別途通知する。

(電子契約の成立時点)

第8条の3 電子契約の成立時点は、双方の最終電子署名等が当該電磁的記録に付与された時点とする。紙契約の場合は、当社及び相手方が契約書に記名押印等をした時点とする。

(紙入札)

第9条 電子入札システムによる公表若しくは通知を行った競争入札案件は電子入札を基本とするが、入札参加者側にやむを得ない事由があると認められる場合に限り、従来の紙での入札を承諾する。

(予定価格の登録)

第10条 予定価格が決定した際は、当該予定価格等を電子入札システムに、原則、入力し登録するものとする。

(入札の執行関係)

第11条 案件入札期間は、原則として3営業日以上とする。また、期間の設定に当たっては、案件公示の日から案件入札期間の末日までの間において、見積期間等が十分に確保される日程とすること。

(電子入札の取り止め)

第12条 電子入札の執行を取り止めるときは、速やかに当社ホームページで公表するとともに電子入札システムにより案件の取り下げを行うこと。なお、入札参加中の者がいる場合は、電子入札システムから自動で発行される削除通知の他に電子メール又は電話等による別の方法により通知すること。

(免責事項)

第13条 電子入札システム利用により被ったいかなる損害について、当社は一切の責任を負わないものとする。

(その他)

第14条 電子入札システムの利用に関し、この要綱に定めのない事項については、別に定める「電子入札システム等運用基準」等によるものとする。

(補則)

第15条 規程類と電子入札システムの機能に関する相違点の解決については、当社と電子入札システムの運営者との協議による。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年2月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和4年10月1日から施行する。
- 3 この要綱は、令和8年1月1日から施行する。
- 4 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。